

健康診査データの共同利用に関するお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限) 第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

— 中略 —

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記①②の事業を実施します。

① 健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導

共同利用するデータ：法定健診項目（生活習慣病関連項目）結果値

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの法定健診項目（血圧・脂質・血糖など）の結果値、及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導(特定保健指導)に活用します。

② 健診結果で要精密検査判定者へ医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ：平成 30 年度以降に受診された健診のうち法定健診項目（生活習慣病関連項目）の判定値およびその後の医療機関受診有無 ※病歴等の情報は含まれません。
⇒健診項目のうち法定健診項目について要精密検査の判定を受けた場合、または産業医の判断により受診が必要とされた場合は事業所より受診勧奨を実施します。受診勧奨後、医療機関への受診有無を共有し、事業所と健保組合が未受診者へ再度受診勧奨を実施します。また、法定健診項目以外での要精密検査・要治療判定者に対して健保組合より受診勧奨を行います。

※法定健診項目（生活習慣病関連項目）については別紙を参照下さい。

③健康診査の案内送付

共同利用するデータ：被保険者・被扶養者の住所情報

⇒健康診査の案内を郵送します。(被扶養者)

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、（１）自覚症状がないまま進行すること、（２）長年の生活習慣に起因すること、（３）疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

共同利用する者の範囲

事業所：

人事部給与厚生課 管理者・担当者

業務管理部業務管理課 管理者・担当者

本社・支社 管理者

関連会社人事総務 管理者・担当者

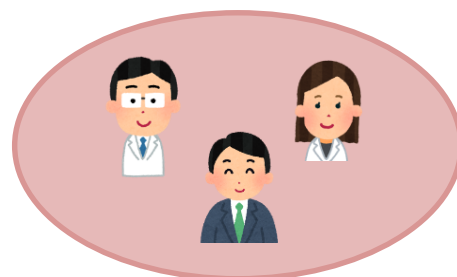
事業主が契約する 産業医・看護師

健保組合： 管理者・担当者

（責任者） 人事部給与厚生課長 TEL：03-3272-6425

業務管理部業務管理課長 TEL：03-3272-6372

（責任者） 常務理事 TEL：03-5767-7123



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業所管理者または健保組合にお申し出ください。